

「オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細」（平成6年10月25日付け6農蚕第6660号農蚕園芸局長通達）
一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則別表1の付表第2のオーストラリア産ケンジントン種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年10月25日農林水産省告示第1447号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。	植物防疫法施行規則別表1の1及び2の2の項のオーストラリア連邦産ケンジントン種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年10月25日農林水産省告示第1447号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。
2 こん包及びこん包場所 (1)こん包 <u>告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満たしているものとする。</u> ア 生果実を<u>こん包</u>に収納する前に生果実をポリエチレン等の<u>包装材料</u>（通気孔を設ける場合は孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。 イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている<u>こん包</u>を使用すること。 ウ <u>全体が網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。</u> (2)こん包場所	2 こん包及びこん包場所 (1)こん包 通気孔を設けた<u>箱</u>を使用してこん包する場合は、次のア又はイの条件を満たしているものとする。 ア <u>箱</u>に収納する前に生果実をポリエチレン等の<u>こん包材料</u>（通気孔を設ける場合は孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。 イ 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている<u>箱</u>を使用すること。 (2)こん包場所

改 正 後	現 行
<u>告示 6 の (2)</u> のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。 ア ↳ [略] ウ 3 保管場所及び保管期間 (1) <u>告示 7</u> の保管場所は、ケアンズ国際空港、ブリスベン国際空港、タウンズビル国際空港、パース国際空港及びシドニー国際空港内の施設であって、<u>オーストラリア植物防疫機関</u>の指定する次のいずれかの施設とする。 (2) [略] (3) 保管場所における生果実は、次の場合、<u>オーストラリア植物防疫機関</u>により当該こん包に係る<u>植物検疫証明書又は植物検疫証票</u>をまっ消されるものとする。 ア (2) の保管期間を超えた場合 イ <u>告示 6</u> の (3) の封印がない場合 ウ <u>告示 9</u> の表示がなされていない場合 エ こん包が破損又は開ひされている場合 4 消毒施設及びこん包場所の調査 (1) 植物防疫官は、告示 4 の消毒施設、<u>告示 6</u> のこん包場所及び	<u>告示 5 の (2)</u> のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。 ア ↳ [略] ウ 3 保管場所及び保管期間 (1) <u>告示 6</u> の保管場所は、ケアンズ国際空港、ブリスベン国際空港、タウンズビル国際空港、パース国際空港及びシドニー国際空港内の施設であって、<u>オーストラリア連邦植物防疫機関</u>の指定する次のいずれかの施設とする。 (2) [略] (3) 保管場所における生果実は、次の場合、<u>オーストラリア連邦植物防疫機関</u>により当該こん包に係る<u>植物検疫証票</u>をまっ消されるものとする。 ア (2) の保管期間を超えた場合。 イ <u>告示 5</u> の (3) の封印がない場合。 ウ <u>告示 7</u> の表示がなされていない場合。 エ こん包が破損又は開ひされている場合。 4 消毒施設及びこん包場所の調査 (1) 植物防疫官は、告示 4 の消毒施設、<u>告示 5 の (2)</u> のこん包

改 正 後	現 行
上記3の保管場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。 (2)(1)の調査は、原則として、<u>オーストラリア植物防疫機関</u>が行う日本向けマンゴウ生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。 5 検査及び消毒の実施の確認 (1)消毒の実施の確認 <u>告示5</u>の消毒の実施の確認は、原則として、<u>オーストラリア植物防疫機関</u>と共同して、蒸熱処理施設の設定温度を飽和蒸気により48.0度とした後、生果実を室温から加温し、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心（ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心）の温度が47.0度に達した後、その温度以上で15分保持されたこと、生果実の中心温度の測定点が正確であったこと等を確認する。 (2)輸出検査の確認	場所及び上記3の保管場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。 (2)(1)の調査は、原則として、<u>オーストラリア連邦植物防疫機関</u>が行う日本向けマンゴウ生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。 5 検査及び消毒の実施の確認 (1)消毒の実施の確認 <u>告示3の(3)</u>の消毒の実施の確認は、原則として、<u>オーストラリア連邦植物防疫機関</u>と共同して、蒸熱処理施設の設定温度を飽和蒸気により48.0度とした後、生果実を室温から加温し、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心（ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心）の温度が47.0度に達した後、その温度以上で15分保持されたこと、生果実の中心温度の測定点が正確であったこと等を確認する。 (2)輸出検査の確認

改 正 後

ア 告示5の検査の確認は、原則としてマンゴウ生果実のこん包数の5パーセント以上についてオーストラリア植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。

イ アの検査の確認の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が付着した原因についてオーストラリア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認は行わないものとする。

ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。

〔削る〕

エ ウの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送され

現 行

ア 告示3の(3)の検査の確認は、原則としてマンゴウ生果実のこん包数の5パーセント以上についてオーストラリア連が行う検査に立会い、有害動物又は有害植物、特にミバエ類邦植物防疫機関がないことを確認することをもって行うものとする。

イ アの検査の確認の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が付着した原因についてオーストラリア連邦植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認は行わないものとする。

ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより有害動物又は有害植物がないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区 分	確認者氏名印	↑ 3センチメートル ↓
消毒確認 年 月 日		
検査確認 年 月 日		
← 10センチメートル →		

エ ウの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送され

改正後

る場合には、各こん包の表面に植物検疫証明書又は次の様式
による植物検疫証票をちょう付させるものとする。

Phytosanitary Certificate Label
For KENSINGTON MANGO

Master certificate No. _____

Package No. _____

Date of Disinfestation _____

Certified by _____

(Australian inspector)

Certified by _____

(Japanese inspector)

オ エの場合において植物検疫証票をちょう付する場合には、
ウによる植物検疫証明書をあらかじめ植物防疫所に送付させ

現行

る場合には、各こん包の表面に次の様式による植物検疫証票
を貼付させるものとする。

Phytosanitary Certificate Label
For KENSINGTON MANGO

Master certificate No. _____

Package No. _____

Date of Disinfestation _____

Certified by _____

(Australian inspector)

Certified by _____

(Japanese inspector)

————— 10センチメートル以上 —————

7
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上

オ エの場合には、ウによる植物検疫証明書又はその写しをあ
らかじめ横浜植物防疫所成田支所，横浜植物防疫所成田支所

改正後	現 行
<u>るものとする。</u> (3)確認業務 (1)及び(2)の確認業務は、原則として<u>オーストラリア植物防疫機関</u>により行われる検査及び消毒の確認と共同して行うものとする。 6 航空携行手荷物の保管状況の確認 (1)植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、<u>オーストラリア植物防疫機関</u>と共同して次の事項につき確認するものとする。	<u>羽田出張所，名古屋植物防疫所小牧出張所，神戸植物防疫所 関西空港支所，門司植物防疫所福岡支所板付出張所，門司植物防疫所鹿児島支所溝辺出張所及び那覇植物防疫事務所那覇空港出張所あてに送付させるものとする。</u> (3)確認業務 (1)及び(2)の確認業務は、原則として<u>オーストラリア連邦植物防疫機関</u>により行われる検査及び消毒の確認と共同して行うものとする。 6 航空携行手荷物の保管状況の確認 (1)植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、<u>オーストラリア連邦植物防疫機関</u>と共同して次の事項につき確認するものとする。
7 表示 (1)<u>告示9の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、輸出植物検査終了の表示は生果実表面に、また、仕向地の表示はこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行わ</u>	7 表示 (1)<u>告示7の生果実及びこん包の表示は、それぞれの様式によるものとする。</u>

改 正 後

れるものとする。

輸出植物検疫終了の表示



仕向地の表示

for JAPAN

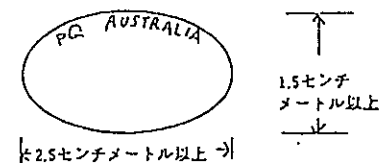
(2) [略]

8 輸入検査

(1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実と添付されている
植物検疫証明書又は植物検疫証票を確認して行うものとする。

現 行

輸出植物検疫終了の表示



仕向地の表示

for JAPAN 3センチメートル以上

13センチメートル以上

(2) [略]

8 輸入検査

(1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実と添付されている
植物検疫証明書（貨物として輸入される場合）又は植物検疫証